

令和9年度名古屋市予算等に対する要望書

日ごろは、本会事業の推進及び社会福祉施設等への支援に格別のご配慮をいただき、
おり、感謝申し上げます。

さて、社会保障を担う福祉現場の人材不足は、超少子高齢化や社会構造の変化に伴い
深刻化を増す中、処遇においては民間企業では物価高騰等を踏まえた賃上げが図られ、
福祉分野との賃金格差が拡大し、人材の確保が更に困難となっています。

一方で、福祉ニーズや生活課題は、既存の社会福祉制度のみでは対応困難なケースが
増加しており、より複雑かつ深刻化しております。これらに適切に対応するためには、
高齢・障害・保育・児童の各分野における人材の確保に加え、専門性の向上が不可欠と
なっております。

さらに能登半島地震をはじめ、大規模災害が相次ぐ中であって、発災時における迅速
な災害福祉支援活動の展開とともに、平時からの体制整備を図ることが急務となってい
ます。

私ども、市内の社会福祉施設経営者及び施設職員は、日々、利用者本位の福祉サービ
スの提供を目指し業務を遂行しておりますが、多くの施設ではケアニーズの高い利用者
に対応できる専門職員の不足はもとより、必要な人員の確保にさえ困難をきたしており
ます。福祉サービスの質の維持・向上を図るとともに、地域社会の期待に応え、「働き方
改革」に沿った職場環境を整備するためには、職員配置基準の抜本的な見直しや財源確
保、さらには福祉人材の確保・育成・定着に向けた対策の一層の強化を早急に講じてい
ただく必要があります。

名古屋市におかれましては、多岐に亘る社会福祉制度への対応にご尽力いただいてお
りますが、とりわけ諸物価高騰においては、施設運営に多大な影響を及ぼしており、施
設運営と利用者支援にご理解のうえ、早急なご支援をいただくようお願いいたします。

つきましては、令和9年度の事業及び予算編成に当たりまして、次の各事項について
のご支援を強く要望いたします。

なお、要望事項について、書面にてご回答くださいますようお願いいたします。

令和9年度 名古屋市予算等に対する要望

【共通事項】

- 1 社会福祉制度充実のための財源の確保について
- 2 物価高騰に応じた迅速な財政支援について
- 3 福祉人材の確保・定着に向けた処遇改善について
- 4 大規模災害（地震・風水害）に対する体制等の整備について
- 5 社会福祉施設における感染症予防対策への支援について
- 6 福祉サービス第三者評価事業の受審促進について
- 7 社会福祉法人の法人税非課税の堅持について

【障害関係】

- 1 障害者就労支援施設に係る障害者優先調達の推進及び共同窓口の機能強化について
- 2 工賃向上対策について
- 3 食事提供体制加算の恒久化について
- 4 障害者支援施設からの地域移行に関する更なる推進について
- 5 児童発達支援センターの機能強化に向けた体制整備の拡充について
- 6 障害児入所施設の安定した経営のために
- 7 障害児入所施設に入所している未就学児の日中活動の充実について
- 8 生活介護における長時間支援の実態に即した報酬体系への見直しについて
- 9 特定疾患等における「介護保険優先」運用の柔軟化と平準化について

【保育関係】

- 1 少子化社会を迎える中、急務である保育の質の向上と子どもの安全性の確保をめざして
- 2 多様な支援を必要とする市民のための保育体制の多機能化をめざして
- 3 市民が望む、安心できる施設環境整備の拡充をめざして
- 4 保育の質の向上に不可欠な保育士の採用・継続雇用のための人材確保対策の充実をめざして

【児童関係】

- 1 人材確保対策における補助金の継続について
- 2 専門職（事務員）の配置加算の創設について
- 3 母子生活支援施設の積極的な活用促進について
- 4 母子生活支援施設の「なごやこどもサポート区連絡会議」への参画について
- 5 母子生活支援施設及び女性自立支援施設利用者における障害福祉サービス等の利用について
- 6 母子生活支援施設利用者に対する専門相談機能の強化について

【高齢関係】

- 1 介護報酬の見直しについて
- 2 大規模修繕について
- 3 養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスへの支援について

令和9年度名古屋市予算等に対する要望

【共通事項】

1 社会福祉制度充実のための財源の確保について

社会福祉法人は、介護（高齢者福祉）・障害者福祉・保育・児童福祉・生活保護など福祉サービスの実施主体として、地域福祉を支える重要な役割を果たしており、市民生活を支える社会保障のインフラとなっています。しかし、社会福祉施設を取りまく環境は、諸物価の高騰、職員確保の困難さなど、大変厳しいものがあります。福祉制度を維持・充実するためには、必要な財源を安定的に確保いただくことが不可欠です。

つきましては、安定した福祉サービスの提供と社会福祉施設運営の維持・向上のため、次のとおり要望します。

- (1) 福祉サービスの各報酬や施設運営費、措置費等をこれまで同様に堅持されたい。
- (2) 市民の福祉に対する期待・ニーズに応えるよう、国により新しく予算編成された支援や事業が円滑に実施できるよう、市においても予算確保することはもとより、市としての独自施策も積極的に検討・予算化されたい。

2 物価高騰に応じた迅速な財政支援について

昨今の食材費をはじめとする物価・エネルギー価格・建築費光熱費や食材費等の高騰は、社会福祉施設の経営を圧迫しており、運営に深刻な影響を与えています。各施設の不安定な経営状況、悪化は、人材確保にも大きな影響を与え、サービス提供の継続が困難になることにも危惧され、このことは、地域における公益的な取り組みや災害時の支援など社会福祉法人に求められる役割を果たすこともできなくなることに繋がります。

つきましては、社会福祉法人が安心してサービスの提供を継続して実施できるよう、また市民が安心して福祉事業に期待を持ち続けることができるよう、次のとおり要望します。

- (1) 国に対して、社会福祉施設に対する物価高騰対策支援を継続・拡充することに加えて、法人本体部分の収支構造の改善及び物価並びに最低賃金の上昇に対応した報酬スライド制を導入することを要望されたい。
- (2) 令和5年度に、名古屋市独自に支援いただいた制度同様、光熱水費や食材費等の上昇分を補填すべく市独自の「物価高騰対策支援金」を継続・増額されたい。
- (3) 建設費の高騰により施設整備や老朽改築の建替が困難になっていることから、施設種別を問わず、社会福祉施設整備（老朽改築含む）補助金の拡充・補助率の引上げ等を講じられたい。

3 福祉人材の確保・定着に向けた処遇改善について

深刻な人手不足と「働き方改革」への対応が急務となっています。

処遇改善が十分に進まない中、春闘では5%超の賃上げが続き、全産業との賃金格差は拡大し続けています。職員の確保に加え、全国で482万人にのぼる福祉分野の就業者の暮らしを守る観点からも、人件費の上昇を確実に反映した報酬のプラス改定が望まれています。

そのためにも他産業と遜色のない賃金水準を維持できるよう、最低賃金の上昇に見合う、委託費・補助金単価の引き上げし、抜本的な職員配置基準の改善や人件費助成について、国の基準に上乘せする市独自の施策を図られるよう要望します。

【名古屋市民間社会福祉施設運営費補給金制度の堅持・拡充、職員の処遇改善について】

福祉現場の人材確保や職員の定着などの課題に対応するため、民間社会福祉施設運営費補給金制度は重要な施策・制度で、保育所等にとっては非常に有効な制度となっています。

制度の運用にあたって、例えば、養護老人ホームのように公立施設がすべて指定管理となっている民間措置施設は、現時点でも「要綱」に支給対象施設として明記されているにも関わらず、公民格差の是正を図る必要性がなくなったと理由で、実質、市独自の人件費加算制度の対象施設から除外されているなど、支給の対象となっていない施設があります。

つきましては、職員の処遇改善・人材確保を図る制度として、次のとおり要望します。

- (1) **名古屋市民間社会福祉施設運営費補給金制度を引き続き堅持するとともに、支給対象となっていない措置施設に対しても、職員の処遇改善の趣旨から、今一度、検討されたい。**
- (2) **市が実施している処遇改善支援補助金制度、例えば、養護老人ホームの支援員を対象としている制度の継続・さらなる拡充をされたい。**

【働き方改革実現および福祉への理解について】

福祉現場の人材確保や職員の定着を促進するため、「働き方改革」への取り組み・業務の効率化にも積極的に取り組むことが必要ですが、それぞれの職場の職員配置は、極めて厳しい状況でもあります。

また、福祉人材確保には、若年層に福祉の仕事の意義や重要性の理解促進、福祉の仕事に対するポジティブな理解や評価の形成が必要です。

つきましては、次のとおり要望します。

- (1) **福祉人材の量的・質的拡充、人員配置基準について市独自の改善を図られたい。**
- (2) **ICT 機器や介護ロボット導入にかかる補助金を十分に確保されたい。**
- (3) **関係機関・組織・報道機関と連携し、福祉現場のイメージアップを図られたい。**

「社会福祉法人」は 生活・社会保障を支える重要なインフラ

社会福祉法人の経営基盤の安定は

1. 地域福祉の持続に直結

高齢・障害・保育等、主要な福祉サービスの担い手
保育所や老人ホーム等を通して、身近な地域生活を支える基盤

2. 全産業の雇用維持に直結

福祉分野で働く人は、約 **482** 万人 **全産業で最多**

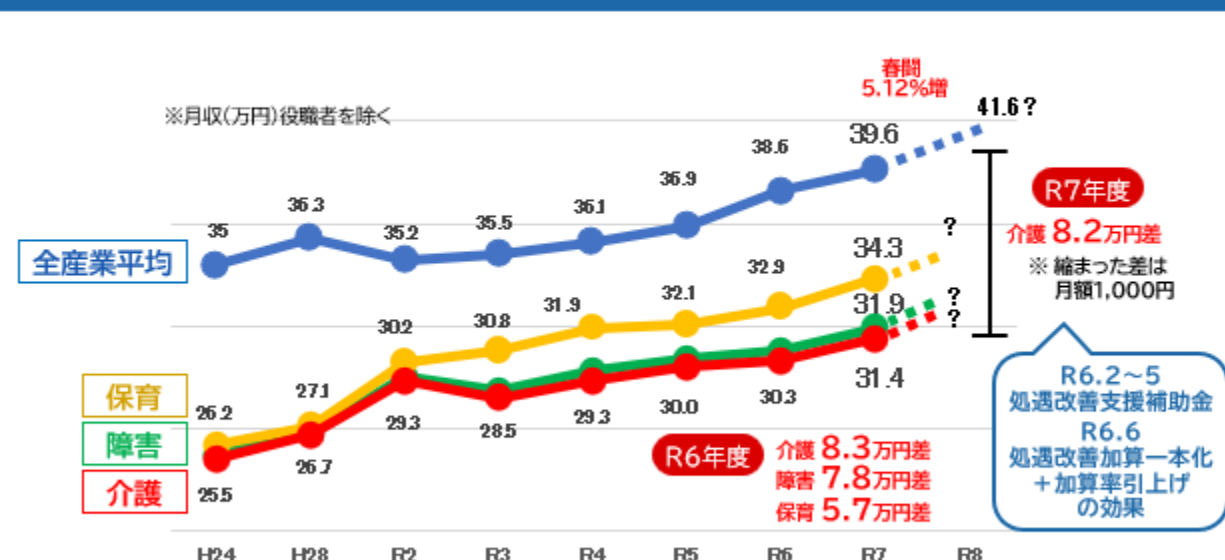
* 建設業で働く人は、約478万人

* 医療業で働く人は、約451万人

出典：総務省労働力調査(2026年1月30日)

現状の福祉分野の賃金

累次の処遇改善でも全産業との大きな格差



出典：介護分野の職員：厚労省「賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移」(令和8年4月10日公表)
障害福祉分野の職員：第46回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(令和7年3月27日開催)資料
保育士の賃金：経済・財政一体改革推進委員会 第54回社会保障ワーキング・グループ(令和7年4月28日)資料

社会福祉法人の経営状況

賃上げ努力の継続、物価高騰の長期化

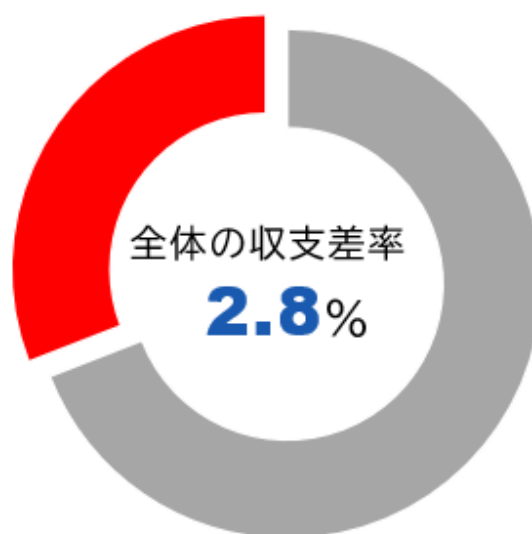
赤字法人の割合

28.6%

介護 42.3%

障害 26.1%

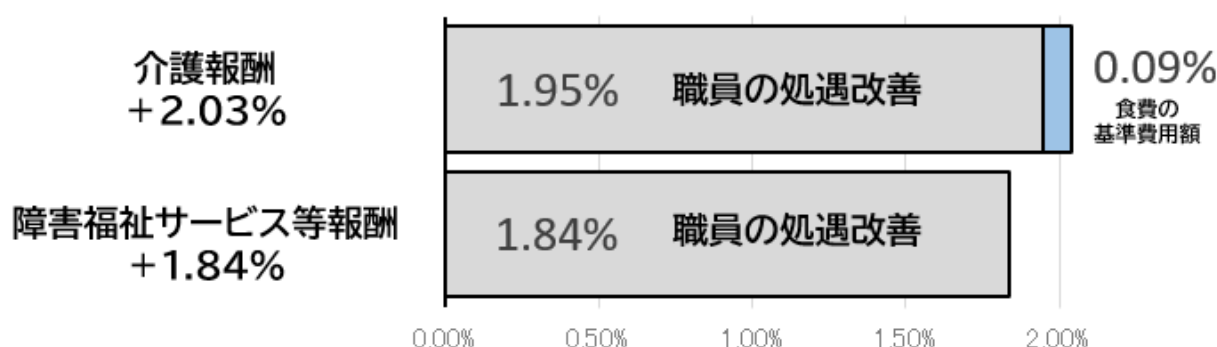
保育 16.6%



福祉サービス維持のため、経営改善に資する財源確保が急務

出典：福祉医療機構「2024年度 社会福祉法人の経営状況について」(2026年2月)

令和8年度改定は、ほぼ全て処遇改善に充当



令和8年度報酬改定は法人の運営資金には回らない

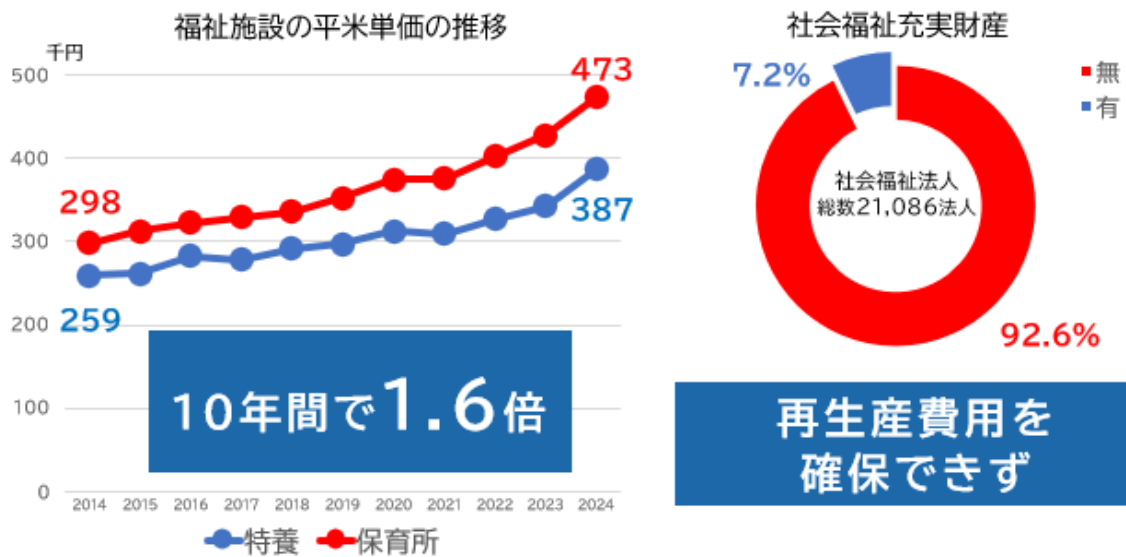
コメ代は3.3倍の値上がり

(全国経営協モニター会員調査)



建築工事費の高騰

建築工事費の高騰により再生産が困難



出典:福祉医療機構「2024年度 福祉・医療施設の建設費について」(2025年7月)
厚生労働省「令和7年度における社会福祉充実計画の状況について」(2025年10月)

4 大規模災害（地震・風水害）に対する体制等の整備について

近年、気候変動による大規模災害が多発しており、また特にこの地域は、「南海トラフ大地震」の発生も危惧されており、能登半島地震などの教訓を踏まえ、災害時でも継続できる体制整備が急務となっています。

大規模災害発生時には、社会福祉法人・社会福祉施設には、二つの側面での果たす役割があります。

一つ目は、社会福祉法人・社会福祉施設が災害の被害にあった場合です。社会福祉法人・社会福祉施設においては、日常生活上の支援が必要な者が多数生活しており、発災時に利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼす恐れがあります。

こうした事態が生じた場合でも最低限のサービス維持ができるよう、緊急時の人員の招集・確保の方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品の備蓄、非常用自家発電装置の設置などを定める BCP 計画の策定をすすめてきたところです。

今後は、各社会福祉法人・社会福祉施設が、この計画を実行性のあるものとしていくことが求められています。名古屋市におかれましては、非常用自家発電装置の設置に対する財政的支援をはじめ、各社会福祉法人・社会福祉施設への必要な支援をお願いしたい。

二つ目は、社会福祉法人・社会福祉施設が被害にはあってはいないが、大規模な被害が周辺に発生した場合です。社会福祉法人・社会福祉施設には、地域共生社会の実現に向け、平時から、地域社会とのコミュニティづくりに取り組むことが求められています。それぞれの社会福祉法人・社会福祉施設が、地域との災害時支援体制の構築に向けた取り組みができるよう、名古屋市による支援をお願いしたい。

つきましては、大規模災害に備えるため、次のとおり要望します。

- (1) 平時から、医療・保健・防災分野との日常的な情報共有及び連携体制（合同での実地訓練等）の構築を図られたい。また、それぞれの法人・施設が、地域との災害時支援体制の構築に向けた取り組みができるよう、市による支援をお願いしたい。
- (2) BCP 遂行のため非常用自家発電装置等の設置に対する財政的援助を講じられたい。
- (3) 福祉避難所になる社会福祉施設に対して、感染症対策を踏まえた災害備蓄品や実地訓練等の予算措置を講じられたい。

5 社会福祉施設における感染症予防対策への支援について

社会福祉施設では、利用者の多くが集団生活をしており、感染症に一人発症すれば、クラスター化する事態が続いています。そのため、感染確認検査は不可欠であり、かつての濃厚接触者に類する者への検査確認や、入所者・利用者一斉検査時など、保険対応や保健健康センターでの対応とならないケースについては、検査キット（施設において入手可能な抗原定性検査キット）の活用は非常に有益です。

つきましては、施設サービスの継続と利用者保護のため、継続的な支援が必要とされるため次のとおり要望します。

- (1) 施設内での感染拡大を防ぐため、検査キットや感染予防に必要な物品の購入経費に対する支援を継続されたい。
- (2) 感染への懸念等による利用者の減少や、それに伴う施設の減収を補うための支援措置を検討されたい。
- (3) 重症化および集団感染を未然に防ぐため、すべての福祉施設・事業所の利用者および職員が円滑にワクチン接種を受けられるよう経費補助を行っていただきたい。あわせて、治療薬の費用負担についても必要な配慮をされたい。

6 福祉サービス第三者評価事業の受審促進について

利用者の選択に資するよう、施設は適切に施設・サービス情報を提供するとともに、施設自身も運営の問題点を把握してサービスの質の向上につなげる有用な制度です。

名古屋市を含む愛知県では、近年の受審施設数は 100 件程度（R3：101 件、R4：133 件、R5：146 件、R6：131 件、R7：132 件）と対象施設数 2 千件余に比べ少ない状況です。

つきましては、福祉サービス第三者評価事業の受審促進について、次のとおり要望します。

- (1) 受審を促進するため、名古屋市としての受審事業所の目標を含めた方針を提示されたい。
- (2) 社会的養護関係施設以外の施設についても受審の促進が図られるよう受審料の財源措置について、国に要望されたい。

7 社会福祉法人の法人税非課税の堅持について

社会福祉法人は、非営利性と公益性が求められており、社会福祉法では、社会福祉法人は地域における公益的な取組を行うことが責務とされております。

そのため、社会福祉法人制度の基幹の仕組みである法人税非課税、収益事業からの所得に対する軽減税率及びみなし寄付金制度の適用が不可欠です。

つきましては、社会福祉法人の税法上の取り扱いについて、次のとおり要望します。

社会福祉法人の法人税非課税等の堅持を国に強く要望されたい。

【障害関係】

1 障害者就労支援施設に係る障害者優先調達の推進及び共同窓口の機能強化について

工賃の算定方式の改定により工賃が上がっていますが、昨今の物価高騰により光熱水費等の経費がかさみ、多くの事業所利用者の賃金、工賃が下がることとなります。

就労支援施設等では生産活動に伴う光熱費、原料及び製品の運搬に使用する車両等についても、同様に物価高騰の影響を受けております。

つきましては、障害者就労支援施設に係る障害者優先調達の推進及び共同窓口の機能強化について、次のとおり要望します。

各部局に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の趣旨を十分に理解して頂き、障害者の「働く・くらす」を支えるべく官公需による物品・役務等の優先発注を一層推進されたい。

【参考1】

政令指定都市別における障害者就労施設等からの物品等の調達実績(R4～R6)

【上位・下位5県】

【契約金額】

順位	R4		R5		R6	
	政令指定都市	契約額 (千円)	政令指定都市	契約額 (千円)	政令指定都市	契約額 (千円)
1	神戸市	634,338	神戸市	640,452	神戸市	670,546
2	名古屋市	516,680	名古屋市	589,878	名古屋市	594,504
3	横浜市	431,096	横浜市	464,821	横浜市	529,174
4	京都市	382,812	京都市	391,327	静岡市	415,957
5	札幌市	357,245	札幌市	335,808	札幌市	359,054
・						
・						
・						
16	堺市	61,539	堺市	63,141	岡山市	79,527
17	川崎市	57,239	川崎市	59,230	堺市	66,019
18	静岡市	20,443	静岡市	37,050	川崎市	59,873
19	千葉市	7,809	相模原市	11,870	千葉市	45,217
20	相模原市	3,828	千葉市	5,953	相模原市	11,188

(参考)

全国平均【R4】	200,950	全国平均【R5】	213,465	全国平均【R6】	239,797
----------	---------	----------	---------	----------	---------

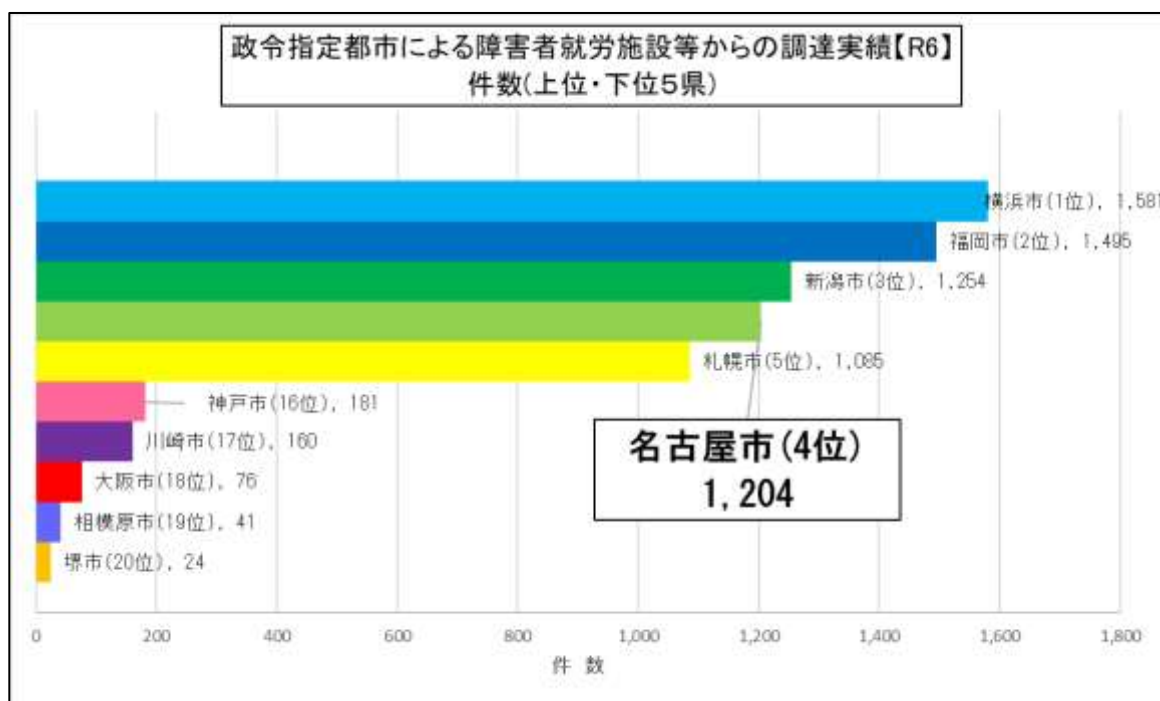
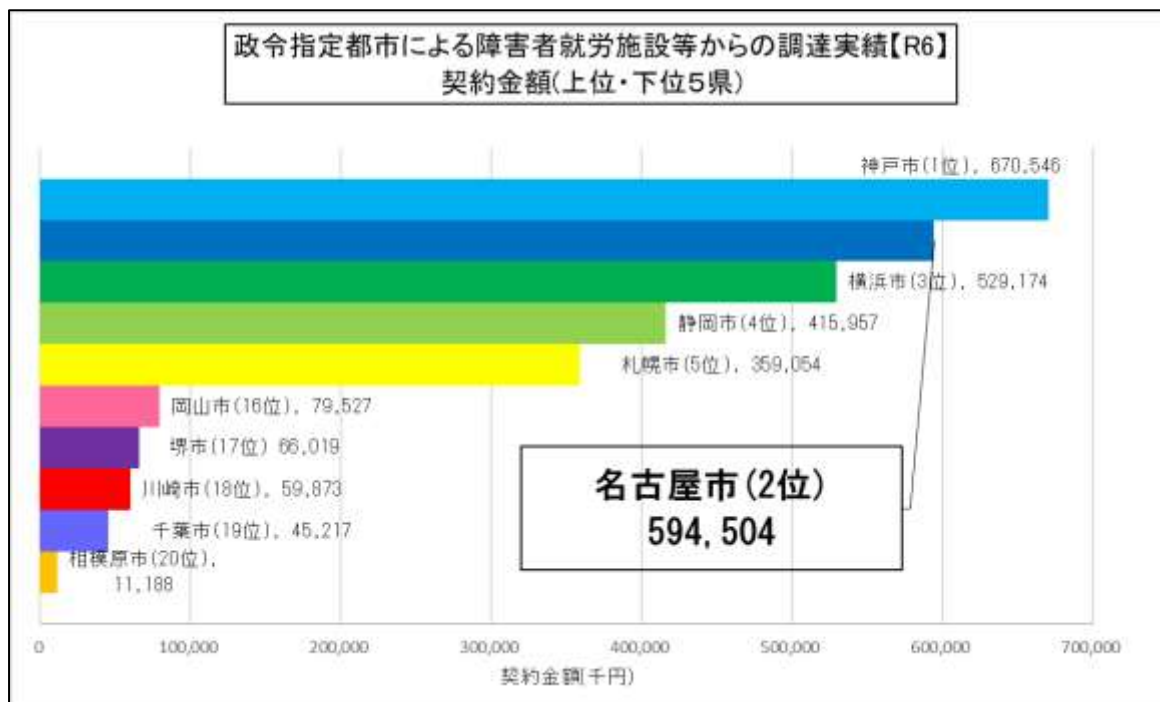
【件数】

順位	R4		R5		R6	
	政令指定都市	件数	政令指定都市	件数	政令指定都市	件数
1	新潟市	1,546	横浜市	1,598	横浜市	1,581
2	横浜市	1,510	新潟市	1,451	福岡市	1,495
3	札幌市	1,440	福岡市	1,350	新潟市	1,254
4	名古屋市	1,066	名古屋市	1,075	名古屋市	1,204
5	福岡市	1,013	札幌市	1,020	札幌市	1,085
・						
・						
・						
16	川崎市	144	川崎市	158	神戸市	181
17	大阪市	71	大阪市	71	川崎市	160
18	相模原市	39	相模原市	44	大阪市	76
19	千葉市	20	千葉市	39	相模原市	41
20	堺市	11	堺市	18	堺市	24

(参考)

全国平均【R4】	554	全国平均【R5】	568	全国平均【R6】	607
----------	-----	----------	-----	----------	-----

【参考 2】



2 工賃向上対策について

障害者施設の利用者が一日しっかりと働き、働きに応じた工賃を得て、充実した生活を送るためには、作業量や工賃の確保が必要であるが、事業所が独自に新たな作業を開拓するには困難な経済的状況が続いている。

つきましては、工賃向上対策について次のとおり要望します。

行政が新規作業の紹介・あっせんや工賃補助等の支援策を強力に推し進めていかれたい。

3 食事提供体制加算の恒久化について

利用者の困窮や家庭状況等により、施設での食事が重要な栄養摂取の機会となっています。

食事提供体制加算が廃止された場合には、昨今の物価高騰の影響もあり、提供体制が損なわれる可能性があります。結果として生活面での各種課題の発生を誘引しかねません。

つきましては、食事提供体制加算の恒久化について次のとおり要望します。

食事提供加算は、経過措置の延長ではなく同加算の恒久化を図るよう、国に対して働きかけられたい。

4 障害者支援施設からの地域移行に関する更なる推進について

厚生労働省にて令和7年度から始まった「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」は、今後の障害福祉計画策定における数値目標や令和4年の障害者権利条約に基づく対日審査での勧告に対する方向性を決める重要な検討会であるにとらえています。

実践現場においては、入所者の地域移行等意向確認の義務化、マニュアルの作成が進められています。利用者の意思形成に向けた支援は、施設での生活だけではなく、地域活動を通し地域住民との関係性を直接広げることが重要です。そして、その人らしく暮らすための様々な体験を支援することが重要であることから、次のとおり要望します。

- (1) 入所利用者の中には「家族と暮らしたい」、「アパートで一人暮らしをしてみたい」という思いを持っている方がいます。しかし、施設での生活が長く、地域生活での経験が極端に少ないことから、体験や見学を通じて意思形成を図る必要があります。つきましては、地域移行の観点から生活介護を実施していない日に、行動援護サービスや名古屋市における移動支援事業（ガイドヘルプサービス）など個別外出できるようにされたい。
- (2) 障害者支援施設の名古屋市における役割や機能について方向性を示し、市内の入所施設における専門性を生かした支援やバックアップ体制の構築を名古屋市として事業化できないか検討されたい。
- (3) 地域移行しても安心して障害者や家族が名古屋で暮らすことができるための専門性の高い地域生活拠点の充実化を図られたい。

5 児童発達支援センターの機能強化に向けた体制整備の拡充について

名古屋市は国の示す児童発達支援センターの中核機能として、民間の地域療育センターに域支援調整部門を拡充（12名の基準配置）しました。さらに2026年度には公立の地域療育センターにも2名ではありますが職員が増員されています。今後さらなる拡充を期待します。

同時に児童発達支援センターにおいても地域調整部門に準ずるような働きを担い、地域の関係機関との連携に置いて中心的な役割をすでに果たしています。このような働きに鑑み、児童

発達支援センターにおいても、最低限の専門職としてケースワーカー、臨床心理士、保育所等訪問支援員を基準配置してください。

6 障害児入所施設の安定した経営のために

障害児入所施設は3月に退所が多く、4月1日現在では現員数が減っているため、措置費収入が減ることとなります。同じ子どもを対象とする児童養護施設は定員数に応じた支弁となっています。

このことは施設経営のための安定した財源の確保を欠く要因となっています。現在国で議論されている「障害児入所施設の在り方に関する検討会」においても、障害児である前に同じ子どもであるという点での議論が進められています。児童養護施設と同様に入所施設の措置費を現員ではなく定員に応じた支弁となるよう国に強く働きかけてください。

7 障害児入所施設に入所している未就学児の日中活動の充実について

入所している学齢期の子どもは日中は特別支援学校等に通学し、学業とともに社会生活への適応に向けた様々な経験、同学年の子どもとの触れ合いや仲間との生活を送ることができます。

しかし未就学の児童については障害児通所支援を利用することができず、乳幼児期の特性に応じたあそびや集団経験が乏しくなります。このような点から、国においては今後の入所施設の在り方として保育所や児童発達支援等の柔軟な利用の必要性が示されています。このようなケースは頻繁ではないですが、国の制度化を待っているのは発達の基盤となる乳幼児期あつという間に過ぎていきます。ぜひこのようなケースがあった場合は名古屋市としてモデル的な実践に取り組めるよう検討をお願いします。

8 生活介護における長時間支援の実態に即した報酬体系への見直しについて

入所施設における生活介護において、8時間を超えるサービス提供を行っていても、現状の報酬体系ではその分の報酬を適切に算定することができません。施設入所者の重度化や高齢化に伴い、実態として長時間の支援が必要不可欠となっています。サービス提供の実態に即した報酬区分を新設、または延長分の加算を認めるなど、適切な評価がなされるよう報酬体系の抜本的な見直しを要望します。

9 特定疾患等における「介護保険優先」運用の柔軟化と平準化について

特定疾患がある利用者のサービス移行において、本人が医療的ケアの可能な障害福祉サービスを希望していても、年齢を理由に介護保険優先と判断される事例があります。本人の希望や現場の困惑を考慮し、画一的に介護保険へ移行させるのではなく、医療ニーズや障害特性に即したサービスを継続して利用できるよう、柔軟な運用と自治体間の判断基準の平準化を要望します。

【保育関係】

1 少子化社会を迎える中、急務である保育の質の向上と子どもの安全性の確保をめざして

- (1) 公定価格における保育士の処遇改善等加算との整合性を図りながら、民間社会福祉施設運営費補給金制度の堅持をお願いします。
- (2) 3歳未満児の保護者負担金等（保育料等）について、徴収基準額の負担軽減を要望します。

2 多様な支援を必要とする市民のための保育体制の多機能化をめざして

- (1) 保育の質の画期的な向上をはかるため、保育士の保育体制の改善を要望します。
障害、医療的ケア、発達、虐待、アレルギー、外国籍対応など多様な相談と支援を必要とするこどもと子育て家庭のために、保育提供体制の拡充（非常勤臨床心理士、調理員等の配置）とともに、3歳未満児の障害児保育充実のため新たな認定制度の構築を検討をお願いします。
- (2) 施設長や保育士の事務負担軽減による保育提供体制の充実（事務員、保育補助者の配置）を要望します。

3 市民が望む、安心できる施設環境整備の拡充をめざして

- (1) 今後の待機児童対策として必要な定員を維持するために、老朽化対策は急務であることから、毎年一定数の園が着実に老朽改築できるよう整備補助の体制構築を要望します。
- (2) また公立園では、現在公立園のあり方検討が進められており、その結果に基づき現在進められている大規模改修計画との整合性を図りつつ、新たな公立園のあり方や保育ニーズに対応した老朽改築の実施をお願いします。

4 保育の質の向上に不可欠な保育士の採用・継続雇用のための人材確保対策の充実をめざして

- (1) 新規保育士の採用に積極的に取り組み、末永く継続雇用するために、一層の保育士の処遇改善を要望します。
- (2) 保育士を目指す学生数の減少を深刻に受け止め、中高生のボランティア受け入れ補助制度、奨学金補助制度、「つなぐ保育士」のシステムを活用した就職準備金制度の維持拡充をお願いします。

【児童関係】

1 人材確保対策における補助金の継続について

国の事業でもある、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業」における「児童養護施設等への就職促進支援事業」を活用し、現在、名古屋市社会的養育協議会において取り組んでいる広報委員会の活動や、就職採用説明会等の取組に対する補助の継続をお願いしたい。

2 専門職(事務員)の配置加算の創設について

児童養護施設・乳児院で小規模化、多機能化、高機能化が進められる中、運営や経営面に重要な役割が求められる事務員の業務が圧迫される傾向がある。適正な運営、経営のためには事務員の複数人体制が必要である。地域小規模をはじめ新たな事業を展開している施設等に、事務員非常勤加算や、正規職員加算の創設をお願いしたい。

3 母子生活支援施設の積極的な活用促進について

母子生活支援施設は、母子が分離されことなく一体的な支援を行うことができる唯一の児童福祉施設であり、安心・安全な環境のもと、母子が同居しながら支援を受けることができるという強みを活かし、親子分離を防ぐための予防的支援から、措置解除後の親子関係の再構築支援まで、幅広い支援が可能です。

現在、母子生活支援施設を利用する世帯には、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害、経済的困窮、精神疾患、児童虐待リスクなど、複合的かつ深刻な課題を抱えるケースが増加しています。これらの課題を軽減・解決し、生活の立て直しを図るためには、一定期間、母子生活支援施設を活用し、継続的な支援を行うことが有効です。

つきましては、母子生活支援施設の積極的な活用促進を図るため、次のとおり要望します。

さまざまな生活上の困難や虐待リスク等を抱える母子に対し、親子分離の防止や親子関係再構築を通じた確実な自立支援を行うため、母子生活支援施設の積極的な活用について、福祉事務所、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関への周知徹底を図られたい。

4 母子生活支援施設の「なごやこどもサポート区連絡会議」への参画について

市内各区では、要保護児童対策地域協議会として、いじめや児童虐待をはじめとする児童福祉に関する諸問題についての情報交換および連絡調整等を行うため、「なごやこどもサポート区連絡会議」を設置しています。母子生活支援施設につきましても、施設所在の区において、構成員としての参加が進められているところです。

しかし、母子生活支援施設は、代表者会議へは参加しているものの、個々の事例を検討する

実務者会議等に対しては参加していない状況にあります。

つきましては、地域資源の一つである母子生活支援施設を積極的に活用していただくため、「なごやこどもサポート区連絡会議」の運営に関し、次のとおり要望します。

全ての母子生活支援施設が「なごやこどもサポート区連絡会議」の代表者会議のみならず、必要に応じて実務者会議等へも参加できるよう配慮されたい。

5 母子生活支援施設及び女性自立支援施設利用者における障害福祉サービス等の利用について

障害者手帳等を所持する母子生活支援施設及び女性自立支援施設の利用者については、現行制度において、「就労移行支援」、「就労継続支援A型・B型」等の就労系サービスの利用は認められているものの、「生活介護」、「居宅介護」、「同行援護」、「通院等乗降介助」等の利用は認められておりません。

近年、両施設においては、精神障害や知的障害の程度が重い方の入所が増加するなど、利用者像が大きく変化してきております。こうした状況においては、「生活介護」等のサービス利用が、利用者の自立支援に資するだけでなく、最善の利益につながる場合もあります。

しかしながら、「婦人保護施設等の入所者が障害福祉サービス等を利用する場合の取扱いについて」（令和5年3月30日子家発0330第6号厚生労働省通知。以下「国通知」という。）では、利用可能なサービスが就労系サービスに限定されています。このような取扱いは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の基本理念や支援の実態と、国通知における現状認識との間に乖離が生じているのではないかと考えます。

つきましては、次のとおり要望します。

母子生活支援施設及び女性自立支援施設の利用者が、就労系サービスに限らず、「生活介護」、「居宅介護」、「同行援護」、「通院等乗降介助」等の障害福祉サービス等を利用できるよう国に対して要望されたい。

6 母子生活支援施設利用者に対する専門相談機能の強化について

母子生活支援施設に入所する世帯が抱える課題は、ドメスティック・バイオレンス（DV）による精神的トラウマ、経済的困窮、法的手続き、心身の健康問題など多岐にわたり、近年その支援は、高度化・複雑化しております。

他都市の先進事例においては、利用者の多様なニーズに対応するため、施設内への看護師の配置や、弁護士による専門的な相談体制の構築などの取組が行われていると聞き及んでおり、こうした専門職による支援体制の確立が、今後ますます重要になると考えます。

つきましては、次のとおり要望します。

母子生活支援施設の利用者が抱える複合的な課題に対応するため、心理士への配置のみならず、施設内への看護師等の配置や、弁護士による専門相談窓口の設置など、専門的支援体制の拡充に向けた支援策を検討されたい。

【高齢関係】

1 介護報酬の見直しについて

制度改正、報酬改定のたびに基本報酬が少なくなり、加算が増える傾向にありますが、その加算が複雑で分かりにくく、高品質サービスの提供のためとは言え、算定するために相当の経費や労力がかさみます。

昨今の物価高騰や民間企業との賃金格差是正の臨時の支援は有難く存じますが、持続可能で安定した運営には基本報酬での対応が不可欠と考えます。

国において、名古屋市の地域区分の引き下げが提示されましたが、処遇改善の継続、人材確保、安定したサービスの提供に深刻な影響を及ぼすことは必至です。

つきましては、介護報酬の見直しについて、次のとおり要望します。

- (1) 基本報酬を増額し、加算ありきの報酬体系を見直されるよう国に要望されたい。
- (2) 物価高騰や処遇改善に対応した介護報酬のスライド制を導入されるよう国に要望されたい。
- (3) 名古屋市の地域区分の見直し案に、名古屋市として反対を表明し、国に対して継続的な働きかけをされたい。

2 大規模修繕等について

多くの特養、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス、デイサービスセンターで建物・設備での老朽化が進み、大規模修繕や改築が必要な現状となっています。

しかし、これまでの介護報酬での運営ではその財源確保は実質困難であり、修繕が計画的に行えない法人もあります。

また、養護老人ホームや軽費老人ホーム等は、措置費・補助金での運営施設であるため、余剰財源に乏しい中で運営しており、大規模修繕や改築費用の捻出は困難です。

現状の補助制度（介護施設等の創設を条件とした広域型施設の大規模修繕補助制度）では、そもそも新規施設整備の財源的余裕もなく、また、新規施設を開設しても人材確保難等で、その運営に先が見通せず、活用し難い制度となっています。

大規模災害時における安全確保と事業継続のため、またこれら施設は地域の災害支援拠点となりうることは、これまでの災害時から明白で、大規模修繕や耐震化は必要です。

つきましては、大規模修繕等について、次のとおり要望します。

- (1) 介護施設等の創設を条件とした既存施設の大規模修繕に限らず補助されたい。
- (2) 名古屋市が令和 5 年度に新たに予算措置された「民間特別養護老人ホームの長寿命化対策補助」を、介護保険制度開始後の施設にあっても 25 年を経過する施設もあり対象施設の範囲拡大をされたい。また、民間養護老人ホーム、ケアハウス等に対しても民間特養と同様の補助をされたい。
- (3) 時代の経過とともに求められる施設も変わってきており、改築についても補助されたい。

3 養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスへの支援について

これまでに措置費、運営費の改定をいただきましたが、昨今の運営状況からするとまだ不十分と考えます。

入所者の要介護認定率も高くなってきており、支援員・介護職員の負担も増し、特養等の介護職員と同等な処遇が求められています。

また、要介護者の増加に伴い、居室、エレベーター、食堂、浴室等、これまでの設備では使い勝手が悪く、入所者の生活に支障をきたしている現状もあります。

更に、古からの施設が多く老朽化による大規模修繕はもとより改築が必要となっている施設もあります。

つきましては、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの運営について、次のとおり要望します。

- (1) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの措置費、運営費の現状に見合った適正な設定と増額を図られたい。
- (2) 給与面等の職員処遇において、介護保険施設との格差是正を図られたい。
- (3) 変化する利用者ニーズと要介護者に対応した設備改修、職員の働きやすい環境整備のための大規模修繕や改築に補助されたい。
- (4) 特養併設のケアハウスにおける宿直業務は、特養の職員も配置している実態があるが、この場合においても宿直経費は全額ケアハウスの経費として認められたい。

令和8年7月6日

名古屋市長
広沢 一郎 様

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会

会 長 後 藤 澄 江

社会福祉法人経営者委員会

委員長 太 田 一 平

社会福祉施設委員会

委員長 山 本 ゆ か り